

令和6年3月12日

区町内自治会連絡協議会運営補助金の見直しについて

1 見直しの内容

区町内自治会連絡協議会（以下、「区連協」という。）運営補助金にかかる事業収入の取扱いについて、新たに、補助対象事業の実施にあたり補助金以外の収入があった場合は、これを補助対象経費から控除することとします。

【見直しの理由】

区連協については、地域の課題解決に必要な事業を実施するための自主財源（補助金以外の収入）の確保が重要であると考え、補助制度上、自主財源を補助対象経費から控除していませんでした。

しかし、市の事務事業定期監査において、補助金の交付決定に際しては、収入額を補助対象経費から控除して補助金額を算出することを検討するよう指導を受けたため、見直しを行うこととしました。

【具体例】

控除する補助金以外の収入の例

補助対象事業実施のために徴収した費用（材料費、参加費等）、寄付金など

○事業において、参加者より材料費を徴収する場合

総事業費 8万円 - 参加者から徴収した材料費 1万円 = 補助対象経費 7万円

○事業において、寄付による収入がある場合

総事業費 10万円 - 寄附金 5万円 = 補助対象経費 5万円

2 見直し時期

令和6年4月1日付けで「区町内自治会連絡協議会運営補助金交付要綱」の改正を行います。

以上